

現行の小型無人機等飛行禁止法（平成28年法律第9号）

対象施設及びその周囲おおむね1,000mの周辺地域の上空における小型無人機等の飛行※1を原則禁止※2

※1 ① **小型無人機**を飛行させること

〔無人飛行機（ラジコン飛行機等）、
無人回転翼航空機（ドローン等）等〕

② **特定航空用機器**を用いて人が飛行すること

〔気球、ハンググライダー、パラグライダー 等〕

※2 ① 対象施設の管理者又はその同意を得た者による対象施設周辺地域上空の飛行

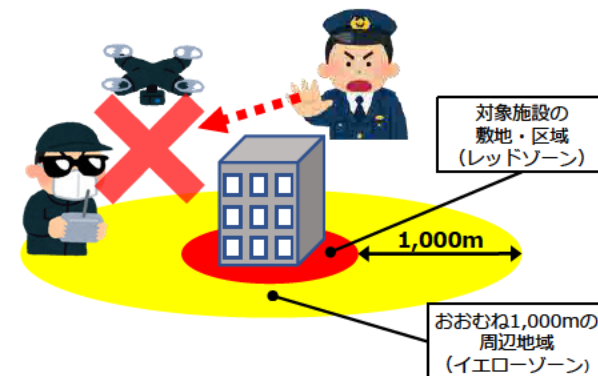
② 土地所有者等又はその同意を得た者による当該土地上空の飛行

③ 国又は地方公共団体の業務実施のために行う対象施設周辺地域上空の飛行

（対象防衛関係施設及び対象空港の敷地又は区域の上空における飛行については、①のみ適用除外）

→ 飛行の前に都道府県公安委員会（警察）等への通報が必要

適用除外



対象施設

① 国の重要な施設等

国政の中核機能等の維持

- ・ 国会議事堂等〔衆議院議長・参議院議長指定〕
- ・ 内閣総理大臣官邸等〔内閣総理大臣指定〕
- ・ 危機管理行政機関〔対象危機管理行政機関の長指定〕
- ・ 最高裁判所庁舎〔最高裁判所長官指定〕
- ・ 皇居・東宮御所〔内閣総理大臣指定〕
- ・ 対象特別要人所在施設〔警察庁長官指定〕
- ・ 政党事務所〔総務大臣指定〕

② 外国公館等

良好な国際関係の維持

- ・ 大使館等〔外務大臣指定〕
- ・ 外国要人の所在する施設〔外務大臣指定〕
- ・ 国際会議の準備・運営のための会議場施設等〔外務大臣指定〕

③ 防衛関係施設

我が国を防衛するための基盤の維持

- ・ 自衛隊施設〔防衛大臣指定〕
- ・ 在日米軍施設〔防衛大臣指定〕

④ 空港

国民生活及び経済活動の基盤の維持

⑤ 原子力事業所

公共の安全の確保

違反に対する警察官等※3による命令・措置

- 違反者に対して、機器の退去その他の必要な措置をとることを命ずること（**措置命令**）が可能
- やむを得ない限度において、小型無人機等の飛行の妨害、機器の破損その他の必要な措置をとることを（対象施設の管理者その他関係者に対し当該措置をとることを命ずることを含む。）が可能

※3 海上保安官（海域）、皇宮護衛官（皇居・東宮御所）、施設警護自衛官（対象防衛関係施設として指定された自衛隊施設）及び空港管理者等（空港）

罰則

- レッドゾーン上空の飛行禁止又は措置命令に違反した場合
→ **1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金**
- イエローゾーン上空の飛行禁止に違反した場合
→ **6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金**